

国民年金だより

問い合わせ先

市民課 ☎40-5556

栃木年金事務所

☎0282-22-6074、4134

国民年金保険料収納業務の 民間委託について

日本年金機構では、国民年金保険料が納め忘れとなっている方に対する「電話や文書、戸別訪問による納付督促や保険料の収納業務」について、民間委託を実施しています。これは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づいて、従来官公庁が行ってきた事業に民間事業者が参入することにより、創意工夫やノウハウの活用により、低コストでより良いサービスの提供を目指す「市場化テスト事業」として導入されたものです。なお、下野市における市場化テスト事業者は次のとおりです。

<委託事業者（平成22年5月1日現在）>

事業者名 (株)アイヴィジット

電話番号 コールセンター 0120-957-505

大塚センター 03-3576-0340

●詳しくは栃木年金事務所国民年金課へお問い合わせください。

●市場化テスト事業者には、個人情報保護の管理を徹底していますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

民間委託について詳しい内容は、日本年金機構ホームページで確認できます。

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/>

年金を受けている方が亡くなった ときの手続きについて

年金を受けている方が亡くなった場合、「死亡届」の提出が必要です。

また、年金の支払いは死亡した月の分まで支払われるため、まだ受け取っていない年金を遺族が請求することができます（未支給年金といいます）。

遺族の範囲

死亡した方と生計を同じくしていた遺族が請求できます。請求できる遺族の範囲及び順位は以下のとおりです。

1. 配偶者
2. 子
3. 父母
4. 孫
5. 祖父母
6. 兄弟姉妹

必要なもの

- ・死亡した方の年金証書
- ・死亡した方の住民票の除票（続柄、本籍の表示のあるもの）
- ・請求する方と死亡した方の関係が分かる戸籍謄本
- ・請求する方の家族全員の住民票（続柄、本籍の表示のあるもの）
- ・請求する方の印鑑（認印）
- ・請求する方名義の預金通帳
- ・委任状（請求する方本人が請求に行けない時）
- ・生計同一証明書（同居していない、または同一住所であっても別世帯である場合）

請求先

1 国民年金、または厚生年金の老齢年金を受けていた方

→遺族の方が下野市に住んでいる場合は、栃木年金事務所になります。遺族の方が下野市外に住んでいる場合は、遺族の方の住所を管轄している年金事務所にお問い合わせください。

2 共済年金の老齢年金を受けていた方

→各共済組合にお問い合わせください。

3 障害基礎年金、遺族基礎年金、寡婦年金を受けていた方

→下野市役所（国分寺庁舎）になります。